

**【答え】**

**(2) 歩行者**

**車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先**

**自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられています。**

**道路を通行するときは「車」として交通ルールを遵守するとともに、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。**